

## 話し手の指示とは何か？

荒磯 敏文

### 1 はじめに

英語で言うところの定冠詞句、いわゆる確定記述を用いる際に、単にその記述に現れている性質を充たすなものかについて話すこともあれば、その記述に対応したある特定の対象を意図しそしてそれについて語ることを意図しながら話すこともある。論文「指示と確定記述」においてドネランはこの二つの用法を区別し、それぞれ、確定記述の帰属的用法、確定記述の指示的用法と呼んだ。前者においては話し手がそれについて語る対象はラッセルの言う表示対象であるが、後者の場合はかならずしもそうとは限らない。というのは、指示的用法において話し手が意図した対象（以下「指示対象」とも呼ぶ）が実際のところ使われた記述を充たしていないということがありうるからである。表示対象と指示対象の違いは、指示対象にのみ見られるこの特徴によって鮮明に捉えられる。

従来、確定記述の指示的用法における指示対象というものについての論点は、これが果たして確定記述の意味論的な値として認められるか否か、というところに集中してきた。それは、もともとこの区別がラッセルによる確定記述の意味論的な分析の一様性に対する批判として取り上げられたという経緯を考えると首肯できることではあるが、その影で、そもそもそれ自体は一般的な性質を表現するに過ぎない記述を使うことで特定の対象を（表示ではなく）指示することが可能であるのかについての考察は十分になされているとは言い難い。その理由は、確定記述の指示的用法／帰属的用法という区別が「話し手の指示 speaker reference」という概念を使ってより一般的に整理され、纏められてきたことに由来すると私は考えている。この概念の中に「指示」の概念は都合よく塗り込められてしまったのである。しかし、話し手の指示という概念はたいへ

ん便利な概念である一方、それがどのような役割を持ち、どのような状況下であればそれが存在していると言えるのかについての理解はひどく直観的なかたちでしか導入されていない。話し手の指示という概念が便利である理由は、私たちが話し手の指示というものについて語るときいつもその場の都合の良いように直観を解釈しているところにあるのではないだろうか。本稿では、話し手の指示という概念が直観的には必要となるもの実際にそれを規定しようとすると途端に困難に陥るような言語現象が存在するという話をしたい。そして、話し手の指示という概念は様々な言語現象を説明する項であると同時に、その考察を通してそれ自体より詳細に説明されるべき項でもあることを示唆することが本稿の目的である。

## 2 確定記述の帰属的用法／指示的用法とは何か

なにはともあれ、まずは確定記述の帰属的用法／指示的用法の特徴づけを整理しなくてはならない。

### 確定記述の帰属的用法

「主張において確定記述を帰属的に用いる話し手は、それがなにであれ、誰であれ、かくかくであるようなものについてなにごとかを言明する」

例：話し手と聞き手は、スミス殺人事件の現場において、むごたらしく切り刻まれて殺害されたスミスの死体を眺めながら、以下のように話す。

“Smith’s murderer is insane” 「スミスを殺したものは気が狂っている」

### 確定記述の指示的用法

「主張において確定記述を指示的に用いる話し手は、話し手が何についてまたは誰について話しているのかを聞き手によって選び出すことができるようにするために、そして、その物またはその人間についてなにごとかを言明するために、その記述を用いる」

例：話し手と聞き手は、スミス殺人事件の法廷において、被告ジョーンズの奇妙な振る舞いを眺めながら、以下のように話す。

“Smith’s murderer is insane” 「スミスを殺したものは気が狂っている」<sup>1</sup>

この特徴づけから分かるように、帰属的用法とは、使われた記述の表示対象について語ることを話し手が意図しているような用法である。それゆえ、この場合、使われた記述はその発話によって意図した効果を発揮するために必須なものであり、非同義的な他の記述を用いては代替できない。一方、指示的用法とは、記述を用いることで自分の意図した特定の対象へと聞き手の注意を向け、その対象について語ることを話し手が意図しているような用法である。記述の役割はそこに尽きるとされるゆえ、その役割を果たす限り非同義的な他の記述に置き換えても話し手の意図は達成されうる。このようにして聞き手の注意を引かせる対象を、ドネランは指示対象と呼ぶ。この指示対象は話し手の意図によって決定される。

さて、このふたつの用法の違いを鮮明にするために、ドネランは表示対象が存在しない場合に焦点をあてる。例にそくして語れば、帰属的用法の場合、実際にはスミスを殺したものなど存在しないときは、話し手は誰についても語っておらず、また「気が狂っている」という属性を話し手が帰属する対象も存在しない。一方、指示的用法の場合、たとえ実際にはスミスを殺したものなど存在していなくとも、それでも話し手は指示対象すなわち目の前で奇妙な振り舞いをしている被告ジョーンズについて語っており、「気が狂っている」という属性を彼に帰属している。すなわち、指示は成立していると言える。そして、このような誤記述の可能性は帰属的用法には見られず、指示的用法に特有のものであるとドネランは言う。

ドネランのこの主張が何を意味しているのかは、直観的には苦もなく理解できる。しかし、その直観が何に依拠しているのかを正確に見て取ることにはなお考察を必要とするであろう。

まず、ここで語られている誤記述の可能性と言うものを、単なる言葉の覚え間違いや言い間違いから生じるマラプロピズムの一種として捉えてはならないことに注意しておくべきである。マラプロピズムの場合、聞き手が話し手の意図している話題を察知することができるのは、話し手の発話をできるだけ合理的に解釈しようとする聞き手の側からの配慮を基盤にしている。そしてこのよ



うな配慮は、記述が指示的に使われた場合だけでなく、帰属的に使われた場合にも等しく適用されるものなのである。たとえば、日本語の初学者が「日本の大統領」と言う際に、聞き手はそのひとはその「日本の大統領」と言う表現で日本の首相を意味しているのだと配慮するような場合である。この場合、話し手は「日本の大統領」と言うことで自分の意図した特定の対象について語ること（指示的用法）もできれば、また、そういった特定の対象を念頭におくことなくただ誰であれ日本の元首であるようなひとについて語ること（帰属的用法）もできる。

次に、そもそも確定記述の指示的用法のみに見られる誤記述の可能性はマラプロピズムではない。というのは、すでに取り上げた指示的用法特有の誤記述の可能性は、マラプロピズムのように語の覚え間違いや言い間違いによって発生しているのではなく、語の意味を正しく理解して使用していてもなお発生する種類のものなのである。例にそくせば、被告席にいるジョーンズについて語ることを意図しながら「スミスを殺したやつは」と話すとき、話し手はそこに現れているどの語についても誤解をしてはいないし、聞き手も話し手が何らかの誤解をしているという配慮をすることもない。むしろ話し手が正しく語の意味を理解して用いていると判断するからこそ聞き手は話し手がジョーンズについて語っていると察知できるのである。

マラプロピズムは帰属的用法／指示的用法を選ばずに発生すること、そして指示的用法にのみ見られる誤記述の可能性はマラプロピズムなしに発生すること、以上を確認したことからマラプロピズムは確定記述の帰属的用法／指示的用法の区別に関して独立であると言える。それゆえ、指示的用法において話し手が誤記述を用いて自分の意図した対象について語るができるという意味においての「…について語る」は、マラプロピズムにおけるそれとは異なると言える。

それでは、指示的用法に特有な誤記述の可能性はどのような理由で発生するのであろうか。例にそくして語れば、話し手の意図した指示対象が目の前にいるジョーンズであり、話し手はジョーンズについて語っているのだということを理解するためには、聞き手はジョーンズそのものに注意しなくてはならない。もしジョーンズに注意を払わず、話し手は単にスミスを殺した誰かについて



語っているのだとしか判断しなければ、聞き手は話し手が発話に込めた意図を察知していないと言わざるをえないだろう。話し手が意図していることは、「スミスを殺したもの」という記述でジョーンズを意図しているのだということを理解することを通して、聞き手がその発話をジョーンズに結び付けて理解することである。それが達成されれば、話し手はジョーンズについて語っているのだということを、聞き手は自分自身のジョーンズに対する注意を基盤として理解することができる。もし聞き手がジョーンズに注意を注がなかったとしたら、聞き手は話し手の発話を正しく理解したとは言えないだろう。ところで、一方、スミスの殺人者であるという性質をジョーンズが充たすかどうかは偶然的な問題であるから、そこに誤記述の可能性が生じることになる。また、仮に、実際にジョーンズがスミスを殺していたのだとしても、聞き手にとってジョーンズは「スミスを殺したもの」という記述の表示対象として与えられているわけではないことに注意すべきである。

さて、この例においては、指示対象に対する知覚的な注意を聞き手に促す役割を果たすものとして、記述が用いられている。「指示と確定記述」における指示的用法の例のほとんどがこの類に属することを考えると、確定記述の指示的用法ということでドネランが念頭においていた典型がこの類であると推定できる。しかし、ここで重要なことは、具体的にどのような認知的な関係を話し手や聞き手が指示対象に対して持つのかということではない。それよりも、聞き手が話し手と同じ仕方で指示対象に到達するということと、その認知的な関係はそれがひとたび成立してしまえば聞き手は話し手に何ら依存することなく指示対象についての知見を得ることができるという構造に気を付けねばならない。言わば、認知的な観点において、話し手と聞き手が指示対象に対して対等な立場に立つことが、指示的に用いられた記述が聞き手に理解された言われるために必要とされていることなのである。

ただし、ここでこのような指示が成立するためには採用される記述に一定の制限が課されることを見逃してはならない。たとえば、目の前にいる被告ジョーンズについて語ることを意図し、それを実現するために「ポップ・サップに勝った男」という表現を用いたとしても、聞き手はまさに目の前のこのジョーンズが話し手の言うポップ・サップに勝った男であると認識することはできないだろ

う。この場合、聞き手の注意をジョーンズに引くという話し手の意図が達成される見込みがないがゆえに、記述は単に誤記述であるのみならず、不適切なのである。たしかに指示対象は話し手の意図によって決定されるものであり、その点では指示対象の特定について話し手に権威性がある。しかし、記述を用いてその対象を聞き手に選び出させるという複合的な意図が形成される場合、その意図の実現を合理的に予見できるような記述を用いなければならないという制限が課せられる<sup>2</sup>。ここで注意すべきことは、この制限によって誤記述のうちのある程度が救われる一方、実際に対象によって充たされるような正しい記述のうちのある程度は退けられてしまうということである。先の例で言えば、仮にジョーンズが「ボブ・サップに勝った男」という記述を一意的に充たす人間であったとしても、そのことが話し手と聞き手との背景的な共有の知識となっていない限り、この記述を用いてジョーンズを指示することはできないのである。指示的用法にとって肝要なことは、用いられた記述が指示対象によって充たされるか否かではなく、それが指示対象を指示するために十分な予期を持っているかどうかなのである。さて、ここで、この基準に基づいて特定の発話の状況に応じて特定の対象を選び出すために適切であるような記述の集合というものを設定することができる。このような集合に属する記述はそれを指示的に用いる話し手の意図を実現する合理的な予見可能性を持つという意味で、指示的用法についての適切な記述と呼ぶことにする。この適切な記述というものを抽出する手続きに、その記述が実際に対象に充たされるかいないかが考慮されはしないということは注意に値する。これまで、誤記述であるにも関わらず対象を指示することができるという言い回しで語られてきた論点は、実のところ誤記述の問題ではなく、対象を指示するために適切であるような記述の集合があるという言い回しで語られる方が適切であるような論点だったのである。

以上の考察は次の二点から確定記述の指示的用法を分析したものであると言える。第一に、話し手や聞き手は同じ種類の認知的な関係を通して指示対象に注意を注ぐこと。ただし、その認知的な関係は、話し手と聞き手のどちらかがどちらかに依存して成立するようなものではなく、その関係自体はそれぞれ指示対象との間に独自に築かれるものであるという制限が課せられる。このような指示を、この先は対称的指示 *symmetric reference* と呼ぶことにする。第二

に、第一の点が実現される際に、話し手の用いた記述が適切な記述であること。

### 3 何をもって話し手の指示が存在すると言ってよいのか？

確定記述の指示的用法は、しばしば話し手の指示という観点から語られてきた。論者によって用語法の差異があるが、ここでは、記述を用いる際に話し手が意図している対象であると簡単に導入しておく<sup>3</sup>。その上で、話し手の指示という概念には、その内部に緊張を宿している。話し手の指示という概念を分析していくことで、それを示したい。

まず、話し手の指示が存在しているときには、話し手がある記述を用いる際にそれに対応してある対象を念頭においている、ということは少なくとも言えるだろう。この際、話し手の指示がどの対象に向けられているのかを聞き手が察知することが可能かどうか、あるいは察知させることを意図するかどうかはいまのところ問題とならない。しかし、これだけが話し手の指示という概念のすべてだと見なすわけにはいかない。仮にそうすると、たとえば、まったく特別な文脈もなしに「日本の首相」という記述を用いる際にボブ・サップを念頭においているというような場合でも、話し手の指示が存在していることになってしまう。つまり、どのような記述を用いても任意の対象を話し手の指示対象とすることが可能となってしまうのである。すると、記述と話し手の指示対象との関係は完全に恣意的になり、記述に対応する話し手の指示対象という概念にはほとんど内実がなくなってしまうことは明白である。ゆえに、この見解を採用したところで、どこからどう見てもこれは遊び車であり、それを活用して何らかの言語現象が説明されるという見込みは立ちそうにない。話し手の指示という概念をものの役に立てるためには、何が話し手の指示対象になりうるのかについて何らかの制限が課せられなくてはならない。

しかし、以下順次展開していくように、私たちはこれにうまい制限を与えることができないのである。

考察のはじめに、まず、なによりも素朴に思い付くであろう制限の案を退けておこう。それは、話し手の指示対象となりうるものはその記述を一意的に充たすと話し手が信じている対象に限られる、というものである。もしこれを採



用すれば、先程見られた無政府状態は劇的に解消される。そして、たしかに私たちが記述を用いる際に何か特定の対象を念頭においているとしたら、通常、それはその記述を一意的に充たすと自分自身が信じている対象であるということも事実である。しかし、この事実はあくまで通常の話であって、反例が存在する。ドネランはそのことに言及しており、その例は、王宮の王座に座っているものは真の王ではなく僭主であると知りながら「王は王宮に居るのか？」と問うというものである<sup>4</sup>。これは、記述を指示的に用いる場合、話し手は必ずしも自分の意図している対象が記述を一意的に充たすと信じているわけではないという指摘を鮮明に描くために提出されたものである。ここで、「王」が僭主を指示することに成功することは予見できることであろう。そして、実際のところ、僭主をあえて「王」と呼ぶような事態は日常的に頻繁に生じている。それゆえ、このような現象があること自体は無視することができない。それでは、いま提案されている制限を守るために、このような場合を話し手の指示が存在している場合としては見なさないという方針を採用することは有望であろうか。ところが、この方針を採用することには少なくともふたつの不利益が伴うのである。まず、話し手の指示という観点から確定記述の指示的用法というものを整理しようとしたときに、それが伴っている場合とそうでない場合と、ふた通りの説明を与える必要が出てくる。次に、なにより、この除外された種類の現象においてこれまで話し手の指示と見えていたもの、すなわち僭主を「王」と呼ぶ事例における僭主の身分について別立ての説明を与えなくてはならなくなる<sup>5</sup>。このような理論的な負担を背負ってまでこの制限を採用する利益と根拠は存在しない、と私は考える。それよりも、話し手の指示対象は多くの場合対応する記述を充たすと話し手が信じているような対象であるという事実がよく知られているというに過ぎない、というのが実情であるように思われる。そして反例が存在するためにこの制限案は棄却されると対応すべきであろう。

何の制限も与えられない場合や、話し手の指示対象はそれに対応する記述を一意的に充たすものであると信じられているものであるという制限を課した場合が不適切である理由は、これらはどちらも発話の理解に関連する観点からの制限を与えられていないところにあると思われる。発話の理解に関連する観点とは、記述が含まれているような発話の理解にどのようなことが求められてい

るのかという観点である。それが意味論的な段階であれ語用論的な段階であれ、話し手の指示が発話に関与していると言えるならば、それは聞き手にとっての発話の理解に影響を与えるものでなくてはならないだろう。もし、そうでないならば、話し手の指示というものはそれに対応する記述に意味論的にも語用論的にも役割を持つことができない。すると、そのような概念を考案したところで、それは言語現象を解明する上での理論的な眼目を持ってないことになる。それゆえ、話し手の指示の形成に制限が課されるとしたら、発話の理解に関わらないといけなない。

そこで、そのような観点からの制限が課せられるものの第一候補として、確定記述の指示的用法において記述とその指示対象に課せられていた制限をそのまま話し手の指示に適用するという案を検討してみよう。すなわち、話し手は記述を使用する際に特定の対象を念頭においており、かつその記述を用いることで聞き手はその対象を選び出すことができるという合理的な予見が存在するときに限り、その対象が話し手の指示対象として生じていると言ってよいという制限である。ところで、話し手の指示という概念の導入の動機からすると、指示的用法における指示対象はすべて話し手の指示対象として見なしてよいだろう。そのことと、話し手の指示に課す制限をこれ以上強くすることは指示的用法における指示対象が話し手の指示からはずれてしまう可能性を生むことを考え合わせると、この制限案は少なくともこれ以上きつくすることはできないようなものである。話し手の指示に課される制限というものは、もしそれが存在するとしたら、少なくともこの案と同じであるかまたはこれよりも弱いものでなくてはならないということである。

この制限には有望な面がある。まず、話し手の指示という概念を使って確定記述の指示的用法を説明する際に、これまでの説明をそのまま残すことができる。次に、確定記述が帰属的に使われた場合においては話し手の指示は発生していないということも明解に説明できる。すなわち、この概念を使うことで確定記述の帰属的用法／指示的用法の区別を理論的につけることができるのである。

しかし、そうまいことばかりではない。というのは、この制限では制限として強くなりすぎるような言語現象が存在するのである。それは、私が、非対

称的指示を伴った記述の用法と呼ぶ種類のものである。非対称的指示とは、対称的指示とは異なり、それが成立している場合、話し手あるいは聞き手のどちらか一方は指示対象に対して他方に依存しないかたちでの認知的な関係を持っており、もう一方は他方が持っているその認知的な関係に依存するかたちで指示対象に注意を向けるようなものである。たとえば、記述を用いて誰かに何か自分の知っている特定のものを紹介するような場合がそれである。このような目的で用いられた記述が現れている文は、導入文 *introducing sentences* と呼ばれることがある<sup>6</sup>。

もともと、話し手の指示と導入文との間に密接な関係を見出したのはドネランであった。ドネランは、導入文に現れているその記述に関しても話し手の指示は存在すると見なしていたのである。ドネランは、話し手の指示が意味論的な値を持つ、すなわち、話し手の指示を伴った記述を含む発話全体の真理条件には話し手の指示が関与しているということを主張する議論のなかで導入文についての考察を行っている。ドネランの挙げた例は以下のようなものである<sup>7</sup>。

- ① The man who came to the office today tried to sell me an encyclopedia.  
 ② A man came to the office today. The man who came to the office today tried to sell me an encyclopedia.

まず、①の文と②の後ろの文とが同じ文ではあるが、しかし違う仕方では発話されていることに注目したい。①は、確定記述の指示的用法の一例である<sup>8</sup>。話し手と聞き手は、共に過去にこのセールスマンと会っており、そのことが発話の背景にある。指示は対称的に行われている。そして、②が、ここで言う導入文である<sup>9</sup>。話題の主題となっているセールスマンに会ったのは話し手だけであり、聞き手は話し手によるこの導入を通してのみこのセールスマンについての知見を持ちうるのである。この場合、指示は非対称的である。

この導入文というものについてやや付言をしておこう。導入文が適切に使われる場合、話し手聞き手どちらにも一定の態度をこの発話にとることが求められる。まず、話し手は自分が語ろうと意図している対象を何らかのかたちで知らなくてはならない。単に用いた記述の表示対象について語ることを意図しているならば、それは単なる帰属的用法にすぎないのである。帰属的用法から導



入文を分かちつものは、自分が意図している特定の対象について、それを意図していると言えるだけの十分な情報を持っているかどうかということである。そして、話し手を媒介とせず話し手の意図した対象に独自に到達できるものとして話し手の発話を聞き手が了解しはしないということを話し手は意図しなくてはならない。次に、聞き手としては、話し手のそのような意図を察知し、話し手はいま新しい対象を導入しているのだという理解のもとに発話を理解しなくてはならない。これらの条件は、別な言い方をすれば、指示が非対称的に行われ、指示対象に対する話し手と聞き手の位置について後者が前者に依存するという格差が生じていることがむしろ適切に指示が行われていることなのであると両者が理解するということである<sup>10</sup>。

さて、本来ならばドネランの議論を紹介してその上で話を進めるべきなのであるが、紙面の都合上、それは省略して、目下の問題に関連のある論点だけを取り上げることにしたい。件の議論を進める上で、ドネランは、確定記述の指示的用法に話し手の指示が伴うのはもちろん、導入文において現れている記述についても話し手の指示が伴うということを暗黙のうちに前提としている。この前提は、記述を使用する際にその記述によって話し手がそれについて語ることを意図しているもの、という話し手の指示についての素朴な特徴づけを思い出せば自然な発想であるが、本稿の考察に組み込むためにはなおその正当化を必要とするであろう。この正当化のために、ドネランが指摘しているふたつの論点を活用したい。ドネランがそのことを自覚的に考えていたかどうかはともかく、これらの論点は導入文において話し手の指示が生じているということを正当化するために有用なものなのである。

まず第一に、導入文においては使われた確定記述の意味論的解釈を行うためには話し手の指示に頼らざるを得ないとドネランは指摘している。これは、導入文に現れている記述が不確定確定記述 *indefinite definite descriptions* である場合に、その記述を充たすものが一意的には確定されないという困難を除去するために要請されるものである<sup>11</sup>。ただ、もともと不確定確定記述が引き起こすこの困難については様々な論点が関与しており、簡単にこの結論を主張するわけにはいかないが、この問題を導入文に限定した場合に特有に見られる指摘をすることで、ドネランの指摘にある程度の説得性は持たせることができるだろう。

それは、導入文の場合、問題となっている不確定確定記述をその発話の文脈や背景知識を活用することで補完し、真正の確定記述にするという試みが一般的には望めないという事情である。なぜなら、もし文脈や背景知識のみによってその補完が可能であるとしたらその補完は聞き手によってもなされるものであるはずであるが、それは一般的には望めるものではないからである。仮にもしそれが可能であるとしたら、導入文を理解する聞き手はいまここで導入されたばかりのものについてそれを表示対象とするような記述を常に即座に与えることができることになってしまうが、とてもそのようなことは期待できるものではない。それゆえ、導入文における不確定確定記述の困難を解消するためには、どうしても話し手の「胸三寸」を頼らなくてはならないのである。そしてその胸三寸を話し手の指示と呼ぶことは、ごく自然なことである。

第二に、①と②の例のように、同じ文を確定記述の指示的用法としても使い導入文としても使う場合、話し手にとってはその文に与える解釈に違いはなく、どちらも自分がそれについて語ろうと意図している対象が考慮に入れられているとドネランは指摘している。指示的用法と導入文と、どちらにおいても話し手が自分の発話を解釈する上では同じ役割を担っているこの意図された対象は、指示的用法において話し手の指示と呼ばれるならば、導入文においても話し手の指示と呼ばれておかしくないということである。これは、その対象が使われた記述を一意的に充たすものであると話し手が一般的に信じているという話ではなく、この特定の発話に関してそれを話し手自身が理解する際に話し手の指示を考慮に入れることが適切であるという話であるところに重点がある。ドネランは話し手にとってという観点から語っているが、これは、むしろメタ的な観点から（つまり私たちの観点から）話し手の発話を理解する際にも同様に言えることなのである。記述を含んだ発話を理解する際に、その記述を充たす対象についての話し手の一般的な信念を考慮に入れるようなことは求められないが、記述が指示的に使われた場合や導入文の場合においては、話し手がその発話に結び付けてどのような対象を意図しているのかを考慮に入れなくてはその発話を理解することができるとは言われまいであろう。ただし、聞き手の立場から考えれば、記述が指示的に使われた場合と導入文の場合では、話し手の意図通りに解釈することはそれぞれ異なった態度を両者に持つことを意味する。

前者においては、話し手の意図した対象が話し手に依存することなく聞き手に与えられるが、後者においてはそうではない。後者においては、聞き手は、かくかくという記述によって話し手には何か念頭においている対象があるらしく、それについて語っているのだということを察知するに留まる。それでは、このような差異は、導入文の場合に話し手の指示が生じていないという見解を有利にする材料になるだろうか。ならない。むしろ、話し手が何かしら特定の対象について意図し語っているのだということを理解することが導入文に適切な態度をとることに含まれているがゆえに、聞き手の観点からもそのような意図された対象の存在は発話を理解するために必要とされる要素となるのである。

以上の点を考慮して、導入文には話し手の指示が現れていると考える十分な理由が与えられたと見なしてよいであろう。逆に、導入文には話し手の指示が伴われていると見なしはしないような積極的な理由はいまのところ存在しない。それゆえ、ここからは、導入文において話し手がそれについて語ろうと意図した指示対象は話し手の指示対象であるとして話を続けることにする。

さて、そもそも本稿の本筋は、話し手の指示にはいかなる制限が課せられるか、というものであった。そして、現段階は、話し手は記述を使用する際に特定の対象を念頭においており、かつその記述を用いることで聞き手はその対象を選び出すことができるという合理的な予見が存在するときに限り、その対象が話し手の指示対象として生じていると言ってよいという制限（指示的用法においてその指示対象に課される制限と同じ制限）を検討しているところであった。しかし、ここで明白なことであるが、導入文の場合、話し手の指示にこのような制限を課することはできない。この制限はほとんど指示的用法のような対称的指示の性格を述べているものであって、導入文のような非対称的指示の場合、一般に聞き手は話し手の指示対象を話に依存することなく選び出すことは望めない。つまり、導入文における話し手の指示を取り扱うには、この制限は厳しすぎるのである。

しかし、一方で、まったく制限をかけないという選択肢もまた不適切であることは、すでに確認してきた。それでは、一体いかなる制限をかければよいというのか。少し考えれば想像できることであるが、これはほとんど見当のつかない問題である。それでは、なぜ見当がつかないのか、それを明らかにしなけ



ればならない。私の考えるところ、この困難は、指示的用法における誤記述の可能性を考察した際に提案された適切な記述という概念を導入文に適用する際に引き起こす困難と源泉を同じくしている。

まず注目すべきことは、そこに話し手の指示が存在する以上、導入文においてもまた誤記述の可能性が存在するということである。話し手の指示は、話し手の意図によって与えられる。そしてこの与えられ方は、何らかの記述の表示対象として与えられるとは限らない<sup>12</sup>。たとえば過去に面識のあったものであるかもしれないし、いま見ている何かであるかもしれない。先の例で言えば、導入文である②に現れている“the man who came to the office today”という記述に結び付けられた話し手の指示対象は、実際のところその日ではなく、その前の日にオフィスにきたセールスマンであるのかもしれない。この場合、話し手は記憶違いをしていたのかもしれない。実際、自分の知っているものについての記憶違い、認識間違いは頻繁に生じるものであるから、導入文に用いた記述が話し手の意図した対象に適合しないということは十分にありうることである。このような誤記述の可能性が存在することは、指示的用法でも導入文でも同様に認められることである。それは、話し手の指示というものへの配慮が発話を理解する上で求められるものである以上、引き受けねばならないことである。

しかし、ここに困難が生じる。指示的用法の場合、聞き手がその対象に注意を払えると合理的に予見できるかどうかという一点において何をその記述の話し手の指示対象として意図するのかについての制限を与えることができた。そしてそれゆえ、今度は話し手の指示対象を固定して、当該の発話の文脈においてどのような記述がその対象を話し手の指示対象とするために適切であるかという基準を得ることができた。しかし、導入文の場合、話し手の指示対象が何であるのかについては聞き手は話し手に依存しているために、特定の文脈において特定の対象を導入して語るために何が適切な記述で何がそうでないのかの基準について、指示的用法におけるものと同じものを与えることができない。それでは、他の基準があるのだろうか。

対象を導入するための適切な記述というものに基準を与える試みは、少し話を進めると、瞬く間に困難に陥る。

まず、誤記述が発生している場合、話し手の意図した対象は話し手の指示で

はなく、それは発話に関与しないのだという方策が思い付くかもしれない。この場合、導入文はそもそも何についての導入文ともならず、したがって聞き手はいかなる対象についても知見を得ることができないということになる。あるいは、もし使われた記述をたまたま充たす対象がまったく無関係に存在するとしたら、話し手は自分の意図した対象についてではなく、その見知らぬ対象について語っているということになるのかもしれない。しかしこれらの見解は、私たちが現にこなしている言語実践を解釈する際の直観に強く反している。たとえば、話し手が「昨日会ったサラリーマン」という記述である人間について語ろうと意図しているのだが、実はその人間はサラリーマンの振りをしたスパイであり、話し手は騙されていたのだとしよう。この場合、上記の見解に従えば、話し手はこの人間を話題として導入することに失敗していることになる。しかし、話し手が「昨日会ったサラリーマン」という記述でかのものを導入することには十分な正当性があると普通は考えるであろう。ある程度の誤記述は許容され、聞き手は話し手の意図した対象についての知見を得ることができるというのが私たちが実際に行っていることであろう<sup>13</sup>。

しかし、あまりに激しい誤記述が生じている場合、話し手がたとえその記述によってその対象について語ろうと意図していたとしてもその意図には実現の見込みがないと判断される、すなわちそもそも意図の形成に失敗していると見なされるのもまた当然であろう。たとえば、「ボブ・サップに勝った男」という記述でジョン・レノンを導入することを意図することはできないだろう。このような言語の指示に関する無政府状態を避けようとするならば、やはり制限は課されなくてはならない。そしてその制限は単に記述によって表現される性質と対象との関係だけから決定されるのではなく、発話の文脈や背景知識、あるいは言語実践の慣習を含めたより広い文脈のなかで与えられるものであろう。しかし、そこに、指示的用法について与えたような比較的明瞭で理論的な基準は求められるのだろうか。いまのところ、私には、それはとても望めそうもないことに思われる。

そして、困難は、誤記述の場合だけでなく正しい記述の場合についても存在する。すなわち、話し手がそれについて語ろうと意図した対象が使われた記述を充たすならば、それだけで導入文として適切であると言えるのだろうか。指

示的用法の場合には適切な記述と言うことでこの正しい記述にも制限が課せられたことを思い起こしてもらいたい。たとえば、先程のサラリーマンを装ったスパイの例では、スパイがスパイであるということも知らずに「昨日会ったスパイ」という記述でスパイを指すことはむしろ不自然なことである。しかし、不自然であるからといってそれが指示に関して不適切であると結論できるわけではない。このような通常発生しにくい事例については、私たちの直観はうまく機能しなくなるのである。この直観がはたらかないがために、仮に正しい記述が用いられた場合にも適切な記述とそうでない記述があるとしても、一体どのような議論を行えばその基準を示す議論になりうるのかについて私たちは見当がつかないのである。

また、指示的用法の場合、正しい記述についても誤記述についてもそれが適切な記述であるかどうかは同一の基準によって測られ、その意味では正しい記述と誤記述は対等であった。もし導入文において誤記述についてはどんなかたちであれ制限される一方で正しい記述についてはそれが正しいという理由で制限を受けないとしたら、この対等性は破られることになる。誤記述の場合と正しい記述の場合に同じ基準を適用できるという見込みが立たないことは、導入文における適切な記述という問題が持つ難解さのひとつの現われであろう。

#### 4 結び

以上、導入文における話し手の指示の取り扱いに絞って、発話の理解に影響を及ぼすものとしての話し手の指示という概念がいかに困難を背負っているのかを考察してきた。要約すれば、導入文というものを理解する際に話し手の指示と呼ばれるようなものが求められるという事情があり、それゆえ話し手の指示というものを分析する動機が得られるのだが、しかしそれを受け入れると、何が充たされればある記述によってある対象を話し手の指示対象としてよいのかということについての明快な理論的基準が見出せないという主旨の困難に陥るということである。同様の困難は、導入文に限らず私が非対称指示と呼ぶものの一般に適用されると思われる。話し手の指示という概念が意味論的な価値を



持つものなのか、それとも語用論的な扱いを受けるべきものなのかという論点とは別に、それ自体は一般的な性質を表現するに過ぎない記述を用いてなぜ特定の対象を指示したり導入したりすることができるのかという問題に解明を与えるためには、この困難は避けて通れない困難であると思われる。

## 註

- <sup>1</sup> Donnellan(1966) in Martinich(eds.)2001, p.249.
- <sup>2</sup> 詳しくは Donnellan(1967)と Mackey(1967)を参照のこと。なお、ドネランはこの議論を Grice(1948)における意味分析に着想を得ているので、更に詳しくはそちらも参照のこと。
- <sup>3</sup> 本稿で「話し手の指示」と日本語で表記している概念は、Kripke(1977)と Donnellan(1978)とにおいてそれぞれ“speaker’s reference” “speaker reference”と表記されるももとは異なった概念を、乱暴に一緒くたにしたものである。紙面の都合上詳しくは示せないが、両者の概念の差異は本稿の議論領域においては考察に支障を来すものではない。
- <sup>4</sup> *ibid.*, p.252.
- <sup>5</sup> また、もしこの制限だけを話し手の指示に課される制限として採用したら、この意味での話し手の指示を伴いながらも記述そのものは帰属的に用いる場合と、やはり話し手の指示を伴いながら記述を指示的に用いる場合との区別がなお存在するということの説明に話し手の指示という概念が何らの貢献もしないことになってしまう。
- <sup>6</sup> ただし、導入文という用法だけが非対称的指示をなす記述の用法なのではない。非対称的指示の定義からして、指示対象への認知的な関係について話し手の方が聞き手に依存するようなものも考えられる上に、実際に、そのようなかたちの指示を担っているような記述の用法があると私は考えている。たとえば、導入文で導入された対象について最初は聞き手であったものが話し手となって語る場合であり、あるいは、実際に導入されていなくても、導入されるであろうようなものを先取りして導入してしまう場合である。しかし、このような場合、話し手は指示対象に関して聞き手に依存するかたちで言及をしていることを考えると、それを「話し手の指示」と呼ぶことができるかどうかは考慮を必要とする問題であることが分かる。いまこの考察をすることは本稿の本筋に混乱を与えることになりかねないため、ここではこのような論点が存在することだけをこの註において示唆するに留めておきたい。
- <sup>7</sup> Donnellan(1978),pp.39-40.
- <sup>8</sup> この場合、話し手や聞き手が指示対象に対して持つ認知的な関係は、通常の知覚的な直示ではなく、いわゆる記憶の直示 *memory demonstrative* がなされる際に喚起される認知的な関係と同じ種類のものである。記憶の直示についてはそれ自体に論点があるとしても、この文脈ではその論点が重石となることはないであろう。
- <sup>9</sup> 厳密には②の前の文だけが導入文であり、後ろの文に現れている確定記述は前の文に現れている“a man”についての代名詞的用法 *pronominal use* に過ぎないと言われるかもしれない。しかし、必要ならばドネランの例を適切なかたちに修正することは可能で

- あるだろうし、また修正がなくとも、議論の筋には影響は与えないであろう。
- <sup>10</sup> もちろん、話し手が導入した対象を聞き手がすでによく知っている（あるいは発話の場に存在する）ということは十分ありうる。要点は、もしそうであっても、聞き手はあれ（これ）こそがいま話し手が言及した対象であるとして認識しはしないということが導入文には求められているということである。
- <sup>11</sup> この論点において不確定確定記述の問題を重視するものとしては Donnellan(1978)と Wettstein(1981)を挙げておこう。同じ問題に関して Kripke(1977)は淡泊である。
- <sup>12</sup> 実際に用いた記述とは非同義的な記述の表示対象を話し手の指示対象とすることができるかどうかという可能性についてここでは保留しているので、このような言い回しとなる。
- <sup>13</sup> Evans の用語を用いれば、誤記述が生じている導入文においても、聞き手は当該の対象についての情報を入手できる、ということになる。

## 文献

- Donnellan, Keith, (1966), "Reference and Definite Descriptions," *Philosophical Review* 75.
- Donnellan, Keith, (1967), "Putting Humpty Dumpty Together Again," *Philosophical Review* 77, pp.203-215.
- Donnellan, Keith, (1978), "Speaker Reference, Descriptions and Anaphora," in *Contemporary Perspectives in the Philosophy of Language*, ed. Peter A. French, Theodore E. Uehling, Jr., and Howard K. Wettstein, Minneapolis: University of Minnesota Press, pp.28-44.
- Grice, Paul, (1948,1957), "Meaning," in *Studies in the Way of Words*, P. Grice, Harvard,1989, pp.213-223.
- Kripke, Saul, (1977), "Speaker's Reference and Semantic Reference," in *Contemporary Perspectives in the Philosophy of Language*, ed. Peter A. French, Theodore E. Uehling, Jr., and Howard K. Wettstein, Minneapolis: University of Minnesota Press, pp.6-27.
- Mackay, Alfred F., (1967), "Mr. Donnellan and Humpty Dumpty on Referring," *Philosophical Review* 77, pp.197-202.
- Martinich, A. P.(eds.), (2001), *The Philosophy of Language* fourth edition, Oxford University Press.
- Wettstein, Howard, (1981), "Demonstrative Reference and Definite Descriptions," in *Has Semantic Rested on a Mistake? And Other Essays*, Howard Wettstein, Stanford University Press,pp.35-49.

(あらいそ としふみ／東京都立大学)